

平成二十二年六月十八日受領  
答弁第五四七号

内閣衆質一七四第五四七号

平成二十二年六月十八日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出ハンセン病盲人関係の予算改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出ハンセン病盲人関係の予算改善に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十二年度予算においては、視覚障害を有する入所者の方々が良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、必要な職員を確保するための予算を計上しているところである。今後とも、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）並びに平成二十一年七月の衆議院本会議及び平成二十二年五月の参議院本会議における「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」（以下「基本法等」という。）を踏まえ、必要な職員の確保に努めてまいりたい。

三から五までについて

お尋ねについては、基本法等を踏まえ、視覚障害を有する入所者の方々が良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、平成二十三年度においても必要な予算の確保に努めてまいりたい。